

「学校感染症治癒証明書」の記入について(ご依頼)

本学では、学校感染症に罹患し、他者への感染のおそれがある場合、出席停止を規定しています。  
他者への感染のおそれがなくなり、登校に支障がなくなりました際には、下記証明書にご記入いただきますようお願い申し上げます。

学校感染症治癒証明書

学籍番号	(本人記入)	フリガナ 氏名
生年月日	西暦 年 月 日	

上記の者を下記の「学校において予防すべき感染症」と診断しました。  
治癒又は他者への感染のおそれがなくなりましたので、登校を許可したことを証明します。

該当する感染症名に○をつけてください。

分類	○印	病名	出席停止期間の基準
第一種	右記病名に○印	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群(SARS)、 中東呼吸器症候群(MERS)、 特定鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9) その他( )	治癒するまで
第二種		インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く) ※1	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症(COVID-19) ※1	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘(みずぼうそう)	全ての発しんが痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	右記病名に○印	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで  ※その他の感染症については、法律上出席停止の規定はありませんが、 感染性胃腸炎のみ集団感染予防の観点から出席停止とします。
	その他の感染症	感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症、 ロタウイルス感染症など)	
		溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、 手足口病、伝染性紅斑、 ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症	
		その他( )	

※1 学生本人が本学指定の「インフルエンザ治癒報告書」又は「新型コロナウイルス感染症治癒報告書」を提出する場合は、本証明書は不要です。

初診日	西暦 年 月 日 (発症日)	西暦 年 月 日
出席停止期間	西暦 年 月 日 ~	西暦 年 月 日

記入日 西暦 年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_ (印)